

令和 5 年 3 月 13 日

各 位

和歌山県民文化会館館長

イベント開催時におけるホール入場者数等について

平素は、和歌山県民文化会館をご利用いただき誠にありがとうございます。
国及び県の方針により、感染防止対策と経済社会活動の両立を図るため、
入場者数の制限を設ける等の対策を行ってきたところです。今後は入場者数
の制限については行いません。

ホールを利用してイベントを開催される皆様は、感染対策を十分行い、下
記に沿った対応を行ってください。

記

1 注意事項

- (1) 参加者が 1,000 人を超えるイベントの開催については、事前に県に届け
出てください。

和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部 073-441-2275
HP : <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00212105.html>

- 事前相談にあたっては、「催物開催に係る事前相談」を必ずご確認ください。
- イベントの開催日から2週間前までに必要書類を下記宛先までメールにて送付して
ください。送付先アドレス : e0119001@pref.wakayama.lg.jp

※メールで送付できない場合は、FAX (073-422-7652) で送付をお願いします。

- (2) 別添「イベント開催等における必要な感染防止策」を参考に感染防止
に勤めてください。
- (3) 全国公立文化施設協会「劇場、音楽堂等における感染拡大予防ガイド
ライン」も参照のうえ、十分な対策を行ったうえで開催してください。

【問合せ】和歌山県民文化会館 [(一財)和歌山県文化振興財団Wacafワカフ]
〒640-8269和歌山市小松原通1-1 TEL:073-436-1331 /FAX:073-436-1335

感染状況に応じたイベント開催制限等について

別紙 1

		安全計画策定（注 1）	その他 （安全計画を策定しないイベント）
下記以外の 区域	人数上限(注 2)	収容定員まで（注 3）	5,000人又は収容定員50% のいずれか大きい方
	収容率上限 (注 2)	100%	
重点措置 区域	人数上限(注 2)	収容定員まで（注 3）	5,000人
	収容率上限 (注 2)	100%（注 4）	大声なし：100% 大声あり：50%
緊急事態 措置区域	時短	原則要請なし（注 5）	原則要請なし（注 5）
	人数上限(注 2)	10,000人 (対象者全員検査により、収容定員まで追加可) (注 6)	5,000人
	収容率上限 (注 2)	100%（注 4）	大声なし：100% 大声あり：50%

※遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能
 (注 1) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用（緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超）
 (注 2) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）
 (注 3) 地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行うことも可能とする
 (注 4) 緊急事態措置区域、重点措置区域における安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提
 (注 5) 都道府県知事の判断により要請を行うことも可能
 (注 6) 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないことも可能

基本的な感染防止策 具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること	
1. イベント参加者の感染対策 (1) 感染経路に応じた感染対策 ①飛沫感染対策 □適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用の周知・徹底 ※適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。 □ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保	○マスクを着用しない者に対する個別注意等の具体的方法の検討・実施 ・マスクを着用しない者の退場措置の事前準備・周知（チケット購入時の約款に明記等） ・警備員や映像・音声によるモニタリング、個別注意や退場の徹底 ○入場ゲートの増設、開場時間の前倒し、時間差・分散退場の実施、密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築、交通機関との連携（駅付近の混雑度データを踏まえた増便等）による誘導 ○密になりやすい場所での二酸化炭素濃度測定器等を活用した混雑状況の把握・管理、マーキング、誘導員等の配置による誘導
②エアロゾル感染対策 □機械換気による常時換気又は窓開け換気 * 必要な換気量（一人当たり換気量$30\text{m}^3/\text{時}$を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね$1,000\text{ppm}$以下を目安（二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的） * 機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け * 機械換気、窓開け換気ともに、相対湿度の目安は40-70% * 屋外開催は除く □適切なマスクの正しい着用の周知・徹底【①と同様】 □ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】	○各施設の設定に応じた換気 ・施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な換気 ・二酸化炭素濃度測定器による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施 ・換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス ○マスクの着用及び距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照

イベント開催等における必要な感染防止策

別紙2

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
(1) 感染経路に応じた感染対策 ③接触感染対策 □ イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施 □ イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】	○ 具体的な手洗場、アルコール等の手指消毒液の設置場所、準備個数等の検討・実施 ○ アナウンス等による手洗・手指消毒の呼びかけ ○ 距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照
(2) その他の感染対策 ④飲食時の感染対策 □ 上記（1）感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策（食事中以外のマスク着用等）の周知 ⑤イベント前の感染対策 □ 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ	○ アナウンス等による飲食時の感染対策の呼びかけ ○ 飲食専用エリアの設置及び当該エリアでの飲食の推奨 ○ 飲食店に求められる感染対策等を踏まえた飲食専用エリアでの感染対策（身体的距離の確保等） ○ 体制構築の上、検温・検査の実施 ○ 発熱等の症状がある者の参加自粛を促すことができるキャンセルポリシーの整備

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
2. 出演者やスタッフの感染対策 ⑥出演者やスタッフの感染対策 □ 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における上記（1）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施 □ 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施	○ 日常から行う出演者やスタッフの感染対策の実施 - 健康アプリの活用等による健康管理 - 出演者やスタッフの必要に応じた検査の実施 - 発熱等の症状がある者は出演・練習を控える - 練習時やその前後の活動等における適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフの関係者間の適切な距離確保、換気等 ○ 本番及びその前後の活動における出演者やスタッフの感染対策の実施 - 控室等における換気やマスク着用の徹底、三密の回避 - 舞台士等でのマスク着用の有無に応じた演者間の適切な距離の確保 - 本番前後でのマスクの適切な着用 - イベント前後を含めた1.（2）④飲食時の感染対策の徹底の呼びかけ ○ ステージと観客席間の適切な距離の確保、出演者やスタッフ及び観客双方への感染対策の周知